

令和3年神審第26号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中末陽介出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時及び場所

令和2年9月5日10時45分

兵庫県男鹿島北西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数	8.5 トン	1.8 トン
登 録 長	14.95メートル	5.78メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	電気点火機関
出 力		66キロワット
漁船法馬力数	540キロワット	

### 3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を設けた軽合金製漁船で、同室前部中央に舵輪、その前方にレーダー、右舷側にGPSプロッター及び機関遠隔操縦装置がそれぞれ備えられ、a受審人ほか2人が乗り組み、水揚げを終えて帰航の目的で、船首0.4メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和2年9月5日04時30分兵庫県妻鹿漁港を発し、同県坊勢漁港に向かった。

a受審人は、操舵室右舷側の椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、レーダーを休止したままGPSプロッターを作動させ、播磨灘北部を西行して兵庫県宇和島北西方沖合に至り、10時44分少し前尾崎鼻灯台から091度（真方位、以下同じ。）1.7海里の地点で、針路を215度に定め、機関を回転数毎分1,700にかけ、24.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、針路を定めたとき、正船首810メートルのところからBを視認することができ、同船が船首を西方に向けたままほとんど移動しない様子から漂泊中であると判断することができ、その後Bに向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、周囲を一べつして他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かずに続航した。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく進行中、10時45分

尾崎鼻灯台から105度1.5海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首がBの右舷船首部に後方から55度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南東風が吹き、潮候は上げ潮の末期であった。

また、Bは、船体ほぼ中央に船尾側が開放された操舵室を設けたFRP製プレジャーモーターボートで、同室右舷側に舵輪、その前方に魚群探知機内蔵のGPSプロッター、右舷側壁際に機関遠隔操縦装置がそれぞれ備えられ、b受審人が1人で乗り組み、知人3人を同乗させ、釣りの目的で、船首0.25メートル船尾0.60メートルの喫水をもって、同日05時40分兵庫県相生港を発し、男鹿島北西方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、06時10分釣り場に着き、潮上りを繰り返しながら漂泊して釣りをを行い、10時35分衝突地点付近で、潮上りを終え、機関を停止して漂泊を開始し、全員が右舷方を向いて釣りを続けた。

b受審人は、10時44分少し前衝突地点で、船首が270度を向いていたとき、右舷船尾55度810メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、Aに対して避航を促す音響信号を行うことも、避航の気配がないまま間近に接近しても、機関を起動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けた。

こうして、b受審人は、釣りをを行いながら漂泊中、10時45分少し前至近に迫ったAを認めて衝突の危険を感じたものの、どうすることもできず、Bは、船首が270度を向いたまま、前示のとおり衝突

した。

衝突の結果、Aは、船首部外板に凹損及び擦過傷を生じ、後に修理され、Bは、船首部に圧壊を生じ、後に廃船処理された。また、b受審人及びB同乗者3人が腰部挫創等をそれぞれ負った。

#### (航法の適用)

本件は、男鹿島北西方沖合において、航行中のAと漂流中のBが衝突したもので、発生地点付近は海上交通安全法が適用される海域であるものの、同法には、本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されるが、同法には、航行中の船舶と漂流中の船舶の間に衝突のおそれが生じた場合の航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、男鹿島北西方沖合において、坊勢漁港に向けて帰航中のAが、見張り不十分で、前路で漂流中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、男鹿島北西方沖合において、坊勢漁港に向けて帰航する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、針路を定めたとき周囲を一べつして他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂流中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b受審人及びB同乗者を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

b 受審人は、男鹿島北西方沖合において、釣りをを行いながら漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、航行中の他船が漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、衝突のおそれがある態勢で接近する A に気付かず、同船に対して避航を促す音響信号を行うことも、避航の気配がないまま間近に接近しても、機関を起動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて衝突を招き、A、B 両船にそれぞれ損傷を生じさせ、B 同乗者を負傷させるとともに自身も負傷するに至った。

以上の b 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 3 月 8 日

神戸地方海難審判所

審判官 門 戸 俊 明